商品概要説明書－遺産整理業務＜相続手続安心パック＞－

２０２０年４月１日現在

項　目	内　容
1.　商品名	遺産整理業務＜相続手続安心パック＞
2.　ご利用者	以下のすべてに該当される方 • 相続人の数が５名以下であること • 業務対象財産が、不動産と金融資産（株式を除く）のみであること • 取引金融機関が、証券会社を含まず、かつ株式会社埼玉りそな銀行のみではないこと • 遺産整理業務契約時まで遺産分割協議ができること • 相続財産目録の調製を要しないこと （取引金融機関数、不動産の数には4．手数料欄記載の制限があります）
3.　サービス内容	ご相続人全員と委任契約を締結することにより、ご相続人に代わって遺産相続手続の事務を行ないます。 通常の＜相続手続代行サービス＞では、相続財産の調査・相続財産目録の調製をいたしますが、＜相続手続安心パック＞ではこれらのサービスは行いません。
（１）しくみ	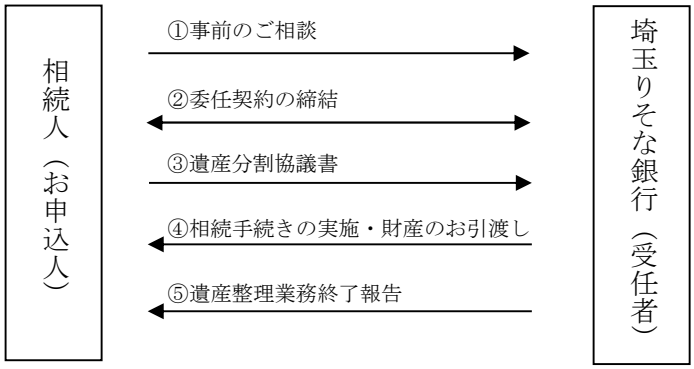 ※受任者は、受任事務の一部を第三者に委託しております。
4.　手数料	相続財産評価額にかかわらず、以下の手数料を申し受けます。 （１）基本要件 • 業務対象の不動産が、被相続人の居住用不動産のみであること。（賃貸用など居住用以外の用途に使用される部分を含まないものに限定し、私道持分を有する場合には当該私道持分を含めて取扱う。） • 被相続人の取引金融機関が業務を申込する金融機関を含めて５社以内であること。 （２）基本要件の全部またはいずれかを満たさない場合、以下の各号に掲げる事項（以下「追加要素」という。）の合計数を算定し、（３）に従い、手数料を算定するものとする。ただし、追加要素の件数は３件を上限とする。 • 建物１棟とその底地を１件、建物所有以外の目的で利用する土地については同一の用途に供する一団の土地を１件として数える。 • 取引金融機関（株式会社埼玉りそな銀行を含む。）の数のうち、５社を超える件数 （３）手数料 • 基本要件を全て満たす場合は、550,000 円(税抜き 500,000 円、以下「基本手数料」という。)。 • 追加要素がある場合は、その件数１件につき 88,000 円(税抜き 80,000 円)を乗じた額を基本手数料に加算した金額。
5.　指定紛争解決機関の名称	・一般社団法人信託協会　　連絡先：信託相談所 電話番号0120-817335 または 03-6206-3988 ・一般社団法人全国銀行協会　　連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109 または 03-5252-3772
6.　その他ご留意いただく事項	● このサービスは、ご相続人全員から委任契約を受けることができ、遺産整理業務を遂行する上でご相続人のご協力が得られることを前提といたします。 ● 通常の業務終了のケース以外に、「遺産整理に関する委任契約書」の規定に基づき、以下の場合にも終了する場合があります。 ① 受任者において遺産分割手続きの実施に著しい時間または費用を要すると判断したとき ② その他受任者において本契約の遂行が困難と判断したとき ● 当社は、遺産分割に関するご相続人間の調整・調停等は行ないません。 ● 審査により、お申込の意にそえない場合がございます。

埼玉りそな銀行